

フレックス工期による契約方式の試行に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福知山市（以下、「発注者」という。）が発注する建設工事の一部において、フレックス工期による契約方式（請負者（以下、「受注者」という。）が一定の期間内で工事に着手する日（工期の始期日であり、以下、「工事開始日」という。）を選択でき、これが書面により手続上明確になっている契約方式をいう。以下同じ。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 フレックス工期による契約方式を試行する建設工事（以下、「試行対象工事」という。）は、次の第1号又は第2号の掲げる工事のうち、第3号の要件を満たす工事とする。

- (1) 一般競争入札で調達する工事であること
- (2) 指名競争入札で調達する工事のうち、複雑又は特殊な工法等を使用する工事で、特に有益と認められる工事であること
- (3) 受注者が一定の期間内で工事開始日を選択可能とすることが有益と認められること

(工事開始期限日及び工事開始日)

第3条 受注者は契約日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができます。

- 2 受注者は契約前に工事開始日を定め、工事開始日通知書により発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は工事開始期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。
- 4 発注者が定める工事開始期限日は、原則として、当該入札の開札予定日から120日以内の日としなければならない。

(工期等の設定)

第4条 発注者は、工事開始期限日から工期末日（工期の終期日をいう。）までの期間を標準工期として確保しなければならない。

(前金払の取扱い)

第5条 受注者は、工事開始日の14日前まで試行対象工事の前払金を請求することができない。

(工事開始日前の取扱い)

第6条 試行対象工事においては、契約日から工事開始日までの期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 契約日から工事開始日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の取扱い)

第7条 契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置することを要しない。

- 2 「建設工事と技術者の配置について」第2中にある「工事契約時点」を「工事開始日時点」と、「契約期間中」を「工事開始日から工期の終期日までの期間」と、「工事契約時に」を「工事開始日に」として、これらを読み替えるものとする。
- 3 「配置予定技術者調書記入時の留意事項」にある「契約日」を「工事開始日」と読み替えるものとする。
- 4 「技術者の専任を要する工事における入札への参加制限の緩和について」にある「契約時点」を「工事開始日時点」と、「契約後」を「工事開始日後」と、「契約前」を「工事開始日前」として、これらを読み替えるものとする。

(経費の負担)

第8条 試行対象工事においては、契約日から工事開始日までの期間中の受注者の経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成31年2月15日から施行する。

附 則

この要領の一部を改正し、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領の一部を改正し、令和3年6月1日から施行する。